

# 『広島法科大学院論集』の刊行によせて

広島大学法学部長 吉原 達也

広島大学大学院法務研究科の発足から、はや一年、このたび『広島法科大学院論集』が発刊の運びとなりましたことを、心からお慶び申し上げます。いうまでもなく、法務研究科は、法学部の分身であります。実際、同研究科教員の半数は、法曹養成という大任を担うべく、法学部から法務研究科へと移られた先生方です。法学部と法務研究科とが、それぞれの特性を活かしながら、今後とも手を携えて、新たな時代の法学教育を切り開いていくことができればと、期待しております。

この点で、『広島法科大学院論集』は、法務研究科の紀要として、実務と理論の架橋をめざし、新しい法曹教育の教育方法を開発し、また、法務研究科の機関誌として、その姿を世に知らしめるという役割を、おおいに担うことになるでしょう。その一方で、従来の季刊誌『広島法学』が、法学部と法務研究科の両者に共通する、アカデミックな研究業績の発表の場として、一層の充実を見るように、努力してまいりたいと思っております。そして、その両者を刊行する広島法学会を共通の土台としながら、それぞれが、教育・研究に飛躍することを願ってやみません。

ところで、従来の法学部教育に対しては、既に多くの批判がよせられております。しかしながら、毎年二万人もの法学部卒業生を輩出することで、わが国は欧米とは異なり、多くの非法曹人口が、日常の業務と生活の中で、法律を理解し解釈し運用してきました。法律の解釈と運用が、一部の法曹専門家に専属するものという英米的常識とは、一線を画してきたのであります。とはいえる、その法の運用とは、国家官僚主導の近代化というわが国の成り立ちに由来して、しばしば行政規範としての法令に偏重してきたこともまた否

定できません。

知的財産権に代表されるような、高度に複雑かつ専門的な法律問題への対応と、裁判規範としての法律の重要性の高まりの中で、新たな法曹養成が求められていることは、周知の事実であります。しかしながら、その一方で、公共セクターにおける政策法務、民間セクターにおける遵法経営を下支えする人材を育成する場として、今なお、学士課程における法学教育には、大きな社会的使命があると考えております。それ故、新たに刊行の運びとなりました『広島法科大学院論集』と既存の『広島法学』を通じて、法学部と法科大学院が、相互に協力し、啓発しあいながら、広島の、そしてわが国の新たな法学教育の発展に寄与して参りたいと思います。